

2021年12月21日

日本学生支援機構給付奨学生 各位

学生課長

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の受給に係る意思確認について

このことについて、2021年12月10日に日本学生支援機構給付奨学金の振込みがあった方については、申請を行うことなく緊急給付金を受給できます。ただし、受給を拒否する場合等には、手続きが必要です。期日までに手続きを行って下さい。

記

1. 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の概要

- 1人につき10万円の緊急給付金を受給することができます。
- 2021年12月10日に日本学生支援機構給付奨学金の振込みがあった方は、特段の申請を行わなくても、奨学金振込口座に給付金が振り込まれます。
(※給付奨学金停止中・休止中の場合は、本人からの申請が必要です。
手続き方法は後日周知します。)
- 緊急給付金の詳細は以下のHPを参照してください。
文部科学省HP：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html
日本学生支援機構HP：https://www.jasso.go.jp/news/kinkyuukyufu_211220.html



(文科省HP)



(機構HP)

2. 必要な手続き

＜受給を希望し、奨学金と同じ振込口座への振込みを希望する場合＞
受給にあたり、特に必要な手続きはありません。
年明けのなるべく早い段階での支給が見込まれています。

＜振込口座変更の希望 または 給付金受給拒否の意思がある場合＞
学生課生活支援係まで学生証を持参の上、申し出てください。

申出期限：2021年12月24日（金）17:00（厳守）

※期限までに申出がない場合、奨学金口座に支給希望があるものとみなします。

以上

【問合せ先】学生課生活支援係（④番窓口）

TEL :0532-44-6559 Email : seikatsu@office.tut.ac.jp